

令和元年度第3回日進市都市計画審議会 議事要旨

1 開催日時 令和元年11月14日(木曜日)午前10時から午後0時25分まで

2 開催場所 日進市役所本庁舎4階第2会議室

3 出席者

委員

白井えり子、福安淳也、水野たかはる、武田好正、牧秀次、市川豊、森本直樹、
中山肇、堀場政行、森永泰彦

臨時委員

松本幸正、福安勝幸、堀之内秀紀、丹羽みさか

オブザーバー

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 齊藤保則主幹(代理)、北原技師(随行)

愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 作石裕介技師(代理)

愛知県尾張建設事務所 林克生企画調整監

事務局

西尾茂(建設経済部次長兼都市計画課長)、大橋大泉(都市計画課主幹)、

川合陸仁(都市計画課長補佐)、水谷寛樹(都市計画課都市政策係長)、

長谷川達也(都市計画課都市政策係主事)

4 欠席者

委員

武田美恵

5 傍聴の可否・傍聴者の有無

可・有(11名)

6 審議事項

第1部

(1) 名古屋都市計画用途地域の変更(市決定・付議)

(2) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(市決定・付議)

第2部

(1) 日進市都市マスタープランの改定(報告)

(2) 日進市緑の基本計画の改定(報告)

7 議事

事務局	開会(午前10時開始)
会長	(あいさつ)
事務局	委員10名出席により会議成立。傍聴の申出(10名)あり。傍聴人入室。
議長	議事録署名者に牧委員と市川委員を指名。
事務局	議題1「名古屋都市計画用途地域の変更(市決定・付議)」について説明する。
委員	その前に事務局に確認したい。今回の審議事項に係る資料はいつ都市計画審議会委員宛にポストへ投函したか。

事務局	先週の金曜日である。
委員	自分の手元には今週の火曜日に届いた。資料内容のボリュームから考えて、少なくとも1週間前に届かないようであれば、速達で送ることや、特定記録でいつ届いたか確認することを検討してもらえないか。
議長	事務局は、なるべく早めに委員に資料が届くように配慮してほしい。
事務局	承知した。今後配慮する。
事務局	<p>日進市をはじめ県内各市町においては、土地区画整理事業によるまちづくりを前提に、一部地域において「暫定用途地域」として昭和47年に建蔽率30パーセント、容積率50パーセントという厳しい制限をかけてきた。</p> <p>現在、県内各市町において、暫定用途地域解消に向けた取組みを進めている。</p> <p>日進市では、今回対象となっている岩崎町新ラ田・北高上ほか地区の「検討区域A」では3回、梅森町北田面地区では4回、それぞれ地元での意見交換会を行い、第一種低層住居専用地域及び都市基盤施設は現状のまま、建蔽率を60パーセント、容積率を100パーセントに変更する方針について、地権者の3分の2以上の合意を得た。これを受け、都市計画変更に向けた手続を行ってきた。</p> <p>資料1の2の都市計画図書に基づき、都市計画の内容を説明する。</p> <p>資料1ページ目の表になっているが、これが計画書であり、日進市全体の用途地域の変更後の内容を示したものである。</p> <p>今回の変更により、第一種低層住居専用地域の建蔽率30パーセント、容積率50パーセントの区域は約97ヘクタールから約89ヘクタールに、第一種低層住居専用地域の建蔽率60パーセント、容積率100パーセントの区域は約399ヘクタールから約407ヘクタールになる。その他の地域の面積ならびに合計の面積、すなわち日進市の市街化区域の面積である約1,124ヘクタールには変更はない。</p> <p>裏面は今回都市計画変更を行う理由を端的に示した「理由書」になる。</p> <p>記載のとおり、「将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、計画的な土地利用を図るため、適切な建蔽率及び容積率に変更するものである。」ということが今回の理由になる。</p> <p>次の資料は総括図であり、日進市全域の変更後の都市計画決定状況について示した図面になる。今回変更の対象としているのが岩崎町の約3.0ヘクタールと梅森町の約4.6ヘクタールになる。</p> <p>続いて、計画図という変更後の用途地域を示した図面がある。</p> <p>まず、岩崎町新ラ田・北高上ほか地区（検討区域A）であるが、濃い緑色で着色している区域が第一種低層住居専用地域となる。変更後の用途地域に落とし込んだ図面となるため、今回変更する地区の西側及び東側においてこれまでの建蔽率が60パーセント、容積率が100パーセントの地域と接する部分については、境界が消えて一体化している。</p> <p>この図面では変更前後がわかりづらいかと思われるため、資料の最後に、今回の変更前後を示した対照図を添付している。</p> <p>変更前後対照図で、赤で囲われた区域が変更する区域となり、左側が旧、右側が新となるが、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントから、建蔽率60パーセント、容積率100パーセントに変更する、ということを示した図面となっている。参考にしてほしい。</p> <p>また、裏面には梅森町北田面地区の変更後の用途地域を示した計画図がある。</p> <p>濃い緑色の第一種低層住居専用地域、薄い黄色が第一種住居地域となり、第一種</p>

住居地域と接する部分の境界は変わらないが、東の日生梅森園側及び西側の一部はこれまでも建蔽率60パーセント、容積率100パーセントであったため、用途の境界が消えて一体化する。

続いて、17条理由書という、地区ごとに今回都市計画変更を行う理由を詳細に示した図書がある。

地区ごとの記載ではあるが、両地区で重複する箇所もあるため、合わせて説明する。

まず変更の概要ということで、変更内容を示している。

2番に当該都市計画の都市の将来像における位置付け、ということで、現行の都市マスタープランの位置付けを記載している。岩崎町、梅森町ともに、この地区は「低・未利用地活用ゾーン」として位置づけ、「一団の低・未利用地が残されている地区等については、低層住宅を主体とした土地利用を促進する。」といったことが記載されている。

次に、今回の用途地域の変更の必要性についてである。

まず、この用途地域については、国の都市計画運用指針で「市街地における土地利用規制の根本をなしており、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、地域ごとの市街地の将来像に合わせて見直しを図ることが望ましい」とされている。

これらの地区は、将来の土地区画整理事業等に備えるため暫定用途地域としてきたが、既に低層住宅を主体とした土地利用が進められており、今後も民間事業者による住宅地開発が期待されるため、整備される都市基盤に見合った土地利用計画が必要であるため、容積率ならびに建蔽率を変更するものである。

続いて今回の都市計画変更の妥当性についてである。

区域についてだが、岩崎、梅森とも今回用途地域を変更する区域は、隣接する第一種低層住居専用地域（容積率100パーセント、建蔽率60パーセント）との一体的な市街地形成を図る上で明確な区域境界となっている。

また規模についてだが、岩崎は土地区画整理事業及び民間開発事業が行われた区域ならびに旧県道からの一定の離隔に囲われた約3.0ヘクタール、梅森は行政界、道路中心線及び都市計画道路からの一定の離隔に囲われた約4.6ヘクタールを対象としている。

これらの地区の容積率、建蔽率を変更することにより、周辺住宅地の居住環境に配慮し、隣接する区域と連続した優れた住環境の市街地形成を図れるため、都市計画として妥当と考えている。

資料1-1に戻り、手続きの流れを説明する。

具体的には4番のスケジュールにもあるとおり、8月の審議会の後、愛知県との事前協議を行い支障ないとの回答を得たため、10月に都市計画法第17条に基づく縦覧を行った。窓口による縦覧者数は0名であったが、同時に日進市のウェブサイト上でも電子縦覧を行っている。

本日、本審議会に都市計画の案として付議し、議決を得た後に愛知県知事との協議を経て、年内を目標に都市計画変更の告示を行いたい。

以上で説明を終わる。

事務局の説明に質問はあるか。

資料1の1に名古屋都市計画用途地域と記載があるが、日進市が名古屋市の影響を何か受けるのか。

名古屋都市計画とあるのは名古屋都市計画区域のことを示しており、名古屋市を

議長
委員

事務局	中心としたこの区域に日進市が入っているため、このような記載となっている。
委員	市内に暫定用途地域がいくつかある中で、岩崎町新ラ田・北高上ほか地区【検討区域A】及び梅森町北田面地区を今回都市計画変更するのは何か選定基準があるのか。
事務局	土地区画整理事業を行う地区を除いた各地区の暫定用途地域の地権者と今後の土地利用に関して意見交換をこれまで重ねてきた。その中でこの2地区については建蔽率・容積率の変更に係る合意形成ができたため、今回議案として付議させていただいた他、都市計画変更の手続を進めてきたところである。
委員	今後も市としては他地区の暫定用途地域においても地権者との意見交換を重ね、解消に向けて取り組むことになるのか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	資料1の2の新旧用途地域対照図(岩崎町新ラ田・北高上ほか地区【検討区域A】)の右図において、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントのままの区域がある。今後一体的な開発を行うにあたって、このような状況は良いのか。
事務局	当初は岩崎町新ラ田・北高上ほか地区全体で、今後の土地利用に関して意見交換を進めた。しかし、土地の様相が地区内で異なるために地権者の理解を得た上で検討区域をA、B、Cと3つに分け、今回検討区域Aにて合意形成ができたため、先行して今回都市計画変更をかけ、建蔽率、容積率を変更するものである。
委員	住民の意向でこのような変更になったという理解でよいか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	用途地域の変更にに関して、3分の2以上の合意が必要という規定はどこにあるのか。
事務局	都市計画法に規定の都市計画提案制度に準拠している。
委員	日進市で用途地域の変更を行う場合は、全て3分の2以上の合意が取ればよいという理解でよいか。
事務局	今の取り組みとしては3分の2以上の合意形成のもとで用途地域の変更を行っている。
委員	今回の都市計画変更にかかる窓口での縦覧者数が0ということだが、ウェブのアクセス数はカウントしていないのか。
事務局	電話での問い合わせで、ウェブ上の縦覧を案内したことはあったが、システム上、縦覧者のアクセス数はカウントできるか把握していない。
委員	それは何故か。これだけ電子化が進んでいて、カウントできない理由など調べたらすぐわからないか。縦覧ページを市の職員が見てカウントされてしまう問題点はあるだろうが、窓口にわざわざ足を運ばなくてもウェブ上で縦覧できる環境を整えるためにシステムを改善すべきではないのか。

事務局	窓口での縦覧は都市計画法上で定められているため引き続き行わなければならないが、システムに関しては貴重な意見として参考にさせていただく。
委員	用途地域に関して、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域では建蔽率と容積率は同じはずだが、どう違うのか。
事務局	用途地域によって建てられるものが違う。
委員	どのように違うのか。
事務局	第二種低層住居専用地域では低層住居以外にもコンビニ程度も建てられるというような違いがあり、日進市では広い道路沿いに一部かかっている地域がある。
議長	他にないようであれば、採決に入る。議題1「名古屋都市計画用途地域の変更」について、賛成の方は挙手願う。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成で、議題1「名古屋都市計画用途地域の変更」については、原案のとおり可決することに決した。それでは、次の議題に移る。
事務局	<p>議題2「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について説明する。</p> <p>資料2の1については、8月の都市計画審議会でも申し上げたとおり、今年3月に日進北部地区を市街化編入したことに伴うこれまでの経緯等について示したものになる。「3 今後のスケジュール」の下にもあるとおり、今回の都市計画変更ではこの日進北部地区の追加指定と合わせ、各種理由により一部区域の変更を行うものとなる。</p> <p>生産緑地の概念や指定要件等について資料2の2の1枚目裏面、「生産緑地地区の変更理由書」に添って説明する。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として指定した一団の農地のことで、日進市では平成6年12月に生産緑地の当初指定をしている。</p> <p>生産緑地地区の指定要件は3つあり、全てを満たさなくてはならない。第1に、公害や災害を防止し、都市環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。第2に、面積が一団で500平方メートル以上であること。第3に、農業の継続が可能な条件を備えていることである。</p> <p>生産緑地の指定を受けると、指定後30年間は保全すべき農地として維持・管理を義務付けられる。</p> <p>現在日進市で指定している生産緑地は団地数にして171ある。団地とは、物理的に一体性のある生産緑地区域のことを指し、生産緑地を指定する1つの単位となるが、今回の都市計画変更が認められれば団地数は増える団地が3箇所、減る団地が5箇所、差し引き169団地になる。</p> <p>資料2の2の表紙に戻ると、こちらは都市計画図書の中の「計画書」になる。記載のとおり、生産緑地面積としては約26.4ヘクタールに変更となる。変更前は約27.6ヘクタールであり、約1.2ヘクタールの減少となる。</p> <p>続いて、生産緑地の指定が解除される場合だが、まず生産緑地法第10条の規定にある買取申出制度というものがある。</p> <p>生産緑地法上の要件に該当する場合に、生産緑地を営農管理する主たる従事者か</p>

ら市長に対し、この買取申出ができるが、例年この案件は関係図書が提出されてから3ヶ月間を経過し、買い手が付かず生産緑地法第14条の規定によりその生産緑地についての行為の制限が解除されている。

この生産緑地法第14条の規定により制限の解除が行われたものの他、これに伴い団地を分断するもの、生産緑地法第8条の規定に基づき公共施設の敷地に供されたもの、これらに伴い、先ほど申し上げた500平方メートル以上の面積要件を満たさなくなったもの、地積更正により面積の変更があったものについて一部区域を変更するとともに、日進北部地区において生産緑地地区の指定要件を満たし、農地等の権利者から同意を得た土地を区域に指定することについて、生産緑地地区の都市計画変更を行うものとなる。

各理由による変更内容のまとめは裏面の4番、5番に記載したとおりだが、図面に移り、こちらをご覧いただきながら各エリアの変更内容を説明する。

市内の生産緑地全てを記載した総括図が付いている。凡例として、「緑色」に着色されている部分は既存の生産緑地、「黄色」で着色されている部分は今回の都市計画変更で除外される生産緑地、「赤色」で着色されている部分は都市計画変更で追加する生産緑地になる。この凡例は次のページ以降の計画図でも同じ表現となる。

「計画図」に添って各変更箇所を説明する。

この計画図の対象地区は赤池町村東となる。1-1-11団地について、2箇所黄色で塗っているが、主たる従事者の故障及び死亡により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。また、1-5-8と記載があり、緑色で塗られている団地については、現在は1-1-11団地として一団となっているが、黄色に塗ってある部分が除外となり、物理的に一団ではなくなるため、団地としては分断される。

次のページに進み、対象地区は、赤池一丁目、四丁目、五丁目の、1-1-3、2-5-4、2-5-5、2-5-6、2-5-7、2-5-8、2-5-10、2-9-11団地である。

昨年度日進市内全域の生産緑地について、緑の基本計画策定のためのアンケート調査を行うにあたり、土地登記簿の確認を行った。日進市の生産緑地の管理台帳上は土地区画整理事業の仮換地面積により、小数点以下2位まで以って管理していたが、登記簿上は換地処分後の面積、そして小数点以下は切り捨てて登記がなされていることが確認できた。今回これらを整合させるため、地積更正の都市計画変更を行うものである。なお、地積更正による変更は、愛知県の様式により緑色に着色という仕様になる。

対象地区は、赤池箕ノ手土地区画整理事業地内及び赤池南二丁目の、1-3-5、1-5-0、2-9-7、2-9-9、2-9-10、2-9-11団地である。

図面中央の1-3-5団地及びやや右側、黄色で塗られている1-5-0団地についてだが、主たる従事者の死亡により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

2-9-7、2-9-9、2-9-10、2-9-11団地については、先ほどと同様、土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、赤池町箕ノ手の1-4-4団地である。

こちらは、主たる従事者の故障により除外とし、残る筆も面積要件不足により除外となるため、団地消滅となる。

対象地区は、浅田町下小深田、上納、上小深田の、2-1-6、2-2-6、2-3-8団地である。

図面下側の黄色で塗っている2-1-6団地及び2-3-8団地については、それぞれ主たる従事者の故障により除外とし、どちらも残る筆があるため、団地の一部除外となる。

図面上側の2-26団地については、生産緑地法第8条に基づき一部を公共施設等の敷地に供したことで、これに伴い団地が分断され、分断された農地のうち面積要件を満たせなくなった筆について、団地の一部除外を行う。

対象地区は、浅田平子二丁目、藤塚二丁目の2-9、6-12団地である。こちらは、土地区画整理事業は行われていないが、登記簿を確認したところ登記面積の更正があることが確認できたため、地積更正を行うものである。

対象地区は、梅森町新田の3-13団地である。こちらも、登記簿を確認したところ登記面積の更正があることが確認できたため、地積更正を行うものである。

対象地区は、藤塚六丁目、七丁目、南ヶ丘二丁目の6-25、6-28、6-29、15-1団地である。こちらも、登記簿を確認したところ登記面積の更正があることが確認できたため、地積更正を行うものである。

対象地区は、岩崎町石兼、芦廻間の12-12、12-13団地である。図面中央の12-12団地は、登記簿を確認したところ登記面積の更正があることが確認できたため、地積更正を行うものである。

また、図面上側の12-13団地については、主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

対象地区は、岩崎町大塚、竹の山五丁目の12-33、30-21、30-22、30-23団地である。こちらは、土地の分合筆があったもの及び土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、栄三丁目の28-1、28-2団地である。こちらは、土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、竹の山二丁目の30-2、30-5団地である。こちらも、土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、竹の山二丁目、三丁目、四丁目の30-8、30-10、30-12、30-14団地である。

図面上側の30-8団地は、主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

また、30-10、30-12、30-14団地は土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、浅田町平池の32-1、32-2、32-3、32-5団地である。こちらも、土地区画整理事業の換地処分後の面積と整合させる地積更正を行う。

対象地区は、北新町金萩、東口論義の33-1、33-2団地である。こちらは、日進北部地区の市街化区域への編入に伴い、生産緑地地区の追加を行うものである。

なお、追加指定の対象は、今後も営農の継続を希望する農地等の所有者から生産緑地地区への指定意向申出のあった土地のうち、面積等の指定要件を満たし、かつ指定について農地等の所有者の同意のあった3名4筆分、計1,946平方メートルとなる。

なお、日進市では平成6年の市制施行に合わせて、当初の生産緑地を指定しているが、それ以降農地を含む地域の市街化区域への編入は今回が初めてであったため、追加指定も今回が初めてのこととなる。以上が今回の変更箇所である。

資料2の1に戻り、手続きの流れについて説明する。8月の都市計画審議会の後、愛知県との事前協議を行い支障ないとの回答を得たため、10月に都市計画法第17条に基づく縦覧を行った。窓口による縦覧者数は0名であったが、用途地域と同様、同時に日進市のウェブサイト上でも電子縦覧を行っている。

本日、都市計画審議会に都市計画の案として付議し、議決後は愛知県知事との協議を経て、年内を目標に都市計画変更の告示を行いたい。以上で説明を終わる。

議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	今回指定解除を行う生産緑地の中で、主たる従事者の故障によるものがあるとのことだが、故障とは具体的にどのような状態を指すのか。高齢等の体力的に農業に従事できない状態のことか。
事務局	営農従事が不可能という医師の診断書や要介護認定等の法的証明が出せる状態を指す。
委員	平成6年の市制施行後に生産緑地の当初指定をしてから、これまでにどれだけの面積の生産緑地が減ったのか。
事務局	半分以下に減少している。
委員	生産緑地の減少を受け、市として何か施策展開しているのか。
事務局	農業従事者が減っている中、生産緑地に限らず、農地保全・対策の一環として農学校のような農業の担い手育成の支援制度を設けている。このような制度等をもって農地保全や農作物の流通に努めたい。
委員	その効果としては、農地を増やすまではいかないものの、市として支援制度等の様々な取り組みをしているからなんとか農地の減少スピードを抑えられているという理解でよいか。
事務局	日進市は都市と緑が調和されている街ということもあり、どれほどの効果が出ているかは回答が難しいが、実際にその支援制度を活用して農学校を卒業された方が農家となり、本来であれば担い手がなく荒廃した農地になるかもしれなかった農地が守られたという実績はあるため、引き続き日進市の施策展開にはご理解いただきたい。
委員	農業を維持するための、例えば農家の起業サポートのような支援策はあるのか。
事務局	担当部署からは様々な支援プログラムがあると聞いている。
委員	今後、道の駅のような大きく農地が減少する施策展開をするにあたっては、当然農地保全の観点からも関係部署で調整できているものと理解してよいか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	道連れ解除となる生産緑地があったかどうか知りたい。また、追加指定を行う2団地の生産緑地について、このように今後将来的に土地区画整理事業がされると決まっている箇所は、最終的に換地して残していくものという理解でよいか。
事務局	1箇所あり、1—44団地である。新たに追加指定する2団地の生産緑地については、お見込みのとおり土地区画整理事業で生産緑地のまま換地し、残していくことになる。
委員	当該団地は主たる従事者の故障により除外と先に説明があったが、どういうことか。

事務局	1-4-4 団地は2筆で構成されており、1筆が故障事由により除外となることで、もう片方の筆が生産緑地の面積要件を満たせなくなった。故に道連れ解除となり、団地も消滅となる。
委員	生産緑地地区の指定要件の1つに「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること」とあるが、追加指定する2団地の生産緑地は土地区画整理事業前の現況で判断するのか、後で判断するのか。
事務局	土地区画整理事業前の現況で判断する。
議長	他にないようであれば、採決に入る。議題2「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、賛成の方は挙手願う。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成で、議題2「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」については、原案のとおり可決することに決した。第1部の議題はこれで終了である。 (午前10時55分～午前11時00分 休憩)
議長	第2部に入るにあたって、傍聴の申込みについて確認する。
事務局	新たに傍聴の申出(1名)あり。傍聴人入室。 第2部からは日進市都市マスタープラン及び日進市緑の基本計画について調査審議するための臨時委員と、愛知県の関係部局より3名のオブザーバーを迎え、第2部からの出席委員は14名になる。会議の開催は、日進市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員総数の過半数に達しているため、会の成立をあらかじめ確認する。
議長	議題に移る。
事務局	第2部の議題1「日進市都市マスタープランの改定」について説明する。 10月3日に開催した前回の都市計画審議会において、委員の皆様からいただいた意見の中で都市マスタープランでのいわゆる守備範囲に関わること、総合計画をはじめとした他計画との調整に関わること、またESD,SDGsに関することがあったかと思われる。 前回の都市計画審議会から期間が短いこともあり、庁内でいただいた意見をもとに検討を進めている最中であるため、今回説明する事柄については、もう少し早い段階でご説明申し上げるべきことかもしれないが、そもそも都市マスタープランとは、都市計画とはどのように定義付けられているものなのか、できることはなにかなどについて説明し、今後の検討を深めていければと考えている。 また、10月から地域別ワークショップを開催しているため、その概要についても、あわせて報告する。 資料3の1において、1枚目が都市計画にかかる根拠法となっている都市計画法のうち、市町村都市マスタープラン関連を抜粋したもの、2枚目、3枚目については、国土交通省が発出している都市計画運用指針から、市町村都市マスタープラン

にかかる項を抜粋したものになる。

都市計画とは、基本理念が都市計画法第2条に定めてあり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと、とうたっている。

また、「都市計画」という言葉の定義が都市計画法第4条にあり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」、となっている。

1つ目の「土地利用」については、市街化区域と市街化調整区域の境を示す、いわゆる線引きや、本日の第1部で説明した用途地域や生産緑地といった、住宅、商工業用地、農地など、どこの地域を、どのような土地の使い方をしていくかを示すものとなる。2つ目の「都市施設」については、道路や公園、河川、下水道など、いわゆるインフラに関わること。3つ目の、「市街地開発事業」は、土地区画整理事業や市街地再開発事業であり、こういった事柄を示すものが都市計画法で行っていく計画、つまり都市計画となる。

裏面に移り、都市計画法第18条の2には、市町村の都市計画に関する基本的な方針とある。これが、市町村都市マスタープランを規定しているものになり、第1項に「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、」とある。

議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、というものは、日進市でいう総合計画の中の基本構想にあたる部分、また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、というものは、日進市でいうと、今年3月に愛知県の告示があった、名古屋都市計画区域マスタープランになる。

したがって、構成としては、総合計画と名古屋都市計画区域マスタープランが、都市マスタープランの上位計画としてあるため、それに即する形で都市マスタープランを定めていく位置付けになる。

そして4項になるが、「市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。」とある。つまり、都市マスタープランにおいて大きな方針を描き、個別具体の計画については、マスタープランに即したものでありつつ、それぞれの都市計画決定を行っていく、ということである。

次に2枚目からは国土交通省の都市計画運用指針の抜粋をご覧いただきたい。

運用指針の全体として、都市マスタープランは、個別施策や計画の羅列というよりは、様々な課題に応じた大きな考え方や方針、ビジョンを明らかにしていくものであるといったことが謳われている。

1の基本的考え方の4を見ると、都市マスタープランに掲げる項目として、次の項目を含めることが考えられるとあり、例えば前回の都市計画審議会で示した「まちづくりの理念や都市計画の目標」、現在開催中の地域別ワークショップでアイデアを活かしていく地域別構想についての記載をはじめ配慮すべき事項について記載がある。

資料3の3の3枚目、資料の5ページと書かれたスライドの資料をご覧いただきたい。ここには、現在の都市マスタープランの構成が記載されている。

基本的には、現在の構成も今の運用指針に即したものであるため、次期都市マスタープランの構成も、これをベースに検討を進めていきたい。

上位計画である総合計画について、我々が生活する上で関連するあらゆる分野に関して、つまり福祉、教育、税など幅広い事柄について議論し、記載していくこととなるが、都市マスタープランにおいては、そういったものを全て記載できるのではなく、総合計画に則りつつ、これまで説明した都市計画に関わる大きな方針部分

	<p>などを記載していくこととなる。</p> <p>資料3の1の3枚目の後段に戻り、(3)③の部分に、「内容を視覚的に理解が容易なもので周知することが望ましい」ともあるため、このあたりも工夫しながら作成を進めていきたい。</p> <p>前回委員から他計画との整合や市としてのビジョンについて意見があった中で、SDGsに関するものがあった。日進市では昨年、基本方針を策定した旨の説明をしたが、この方針については、市ホームページでも公開しており、概要版になるが、参考資料として、資料3の2を用意した。</p> <p>2030年の目標（未来像）ということで「未来につなごう！「持続可能なまち日進」」を掲げ、目標の実現に向けた「3つのテーマ」と6つの施策で人づくりを進めていくことを示している。</p> <p>都市マスタープランにおいても、計画年次が同じ2030年となっているため、この趣旨を念頭に置き、検討を進める必要があると考えている。</p> <p>今後については、前回の都市計画審議会でも様々な意見を頂いているため、今回説明した趣旨を踏まえながら、都市計画の大きな方針として、都市マスタープランの熟度を高めて、次回以降の都市計画審議会で提案していきたい。</p> <p>次に、10月に行った地域別ワークショップの概要を報告する。第1回目のワークショップの概要を地域別ワークショップニュースとしてまとめた。</p> <p>合計52名のエントリーがあったが、1回目は参加できない方もいたため、午前の部は10名、午後の部は20名の参加であった。</p> <p>第1回目のワークショップでは、各地域のいいところ、気になるところを探そう、ということで、各小学校区のテーブルごとに参加者から様々な意見があった。意見等は裏面に記載したため、またご覧ください。</p> <p>今後は、約1ヶ月ごとに残り3回のワークショップを開催していくが、地域別構想の策定に向けて参考とする。</p> <p>以上で、説明を終わる。</p>
会長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	<p>資料3の1の都市計画運用指針に関して、都市マスタープランと都市計画区域マスタープランは同一の予想人口を前提とすべきである中で、日進市の予測人口は約10万人と言われている。前回の都市計画審議会の場で目指すべき工業フレームは約20ヘクタールと聞いており、これはおそらく東部企業団地予定地の19.7ヘクタールでほぼ全て当てはまるのではないかと思うが、ここの企業誘致が進めば人口が大幅に変わる可能性がある。予測人口はその点も鑑みて設定されているのか。</p>
事務局	<p>前回の都市計画審議会で示した将来推計人口は、企画部所管の総合計画策定に向けた将来人口の仮数値であり、東部企業団地の企業誘致の影響は含めていないと聞いている。なお、前回の都市計画審議会で示した産業フレームは約20ヘクタールではなく、約48ヘクタールである。</p>
委員	<p>現在の日進市の人口が約9万5000人弱だが、予測人口はその約10万人のまま、都市マスタープランの改定に向けて人口フレームの検討を進めるということによいか。</p>
事務局	<p>あくまで仮数値である。企画部が総合計画の策定を進める中で、総合計画推進協議会等を経て正式な数値が決まれば、そちらに基づき人口フレームを設定することになる。</p>

委員	<p>現行の都市マスタープランの50ページに、工業地は約20ヘクタールの増加を図る、また平成32年における工業地規模は約77ヘクタールと設定するとの記載があり、前回10月の都市計画審議会でもそのように説明があった。しかし、今年5月に日進市と企業庁との開発に関わるやり取りをまとめた議事録には、工業地は約50ヘクタールの増加を図る、また平成32年における工業地規模は約120ヘクタールと設定すると記載されていた。この半年弱の期間で明らかな数値の差異が生じている。何故なのか。我々都市計画審議会委員はこうした数値を元に議論しているはずだが、他部局との間で情報共有がされないまま、産業フレームの設定がされてはいないか。</p>
事務局	<p>平時から関係部局とは調整をしながら、産業フレームの設定等を行っており、今後もその姿勢は変わらない。</p>
会長	<p>数字の整合性が取れていないとの指摘があったが、仮に、工業地を50ヘクタールの増加を図るとすることは次期都市マスタープランに記載できるものなのか。</p>
事務局	<p>現段階では何も言えない。</p>
委員	<p>都市計画審議会は毎月開催されるものではなく、次回は年を越えての開催となる。今後も、説明された数字の整合性が取れない事態が続くことを懸念している。</p>
事務局	<p>他課で取り掛かっている東部企業団地は、現行の都市マスタープランに工業ゾーンとして位置付けがされており、施策展開している。そして現在そのように取り掛かっている事業については、基本的に次期都市マスタープランにおいても進めていく。その上で、次期都市マスタープランに記載する工業地等の数字については、最終的には整合を取り、委員の皆様にご諮らさせていただくことになる。関係部局とは随時十分に情報共有はしているが、前回の都市計画審議会で説明した数字についてはあくまで暫定的なものになることを理解してほしい。</p> <p>なお、委員から話があった50ヘクタールや120ヘクタールという数字を庁内のどの資料から確認されたのか事務局側では把握できていない。</p>
委員	<p>早急に数字の整合性をとっておくべきではないか。東部企業団地の形成にあたっては、計画地の約20ヘクタールという狭い面積では当該地にかかる保安林解除の要件が満たせず、愛知県から何度も日進市に対して事業化は難しいものと伝えていたことから、それを受けて工業地の予定面積を50ヘクタールに変更しようとしていると別途議事録からは読み取れる。本当にそうなれば、保安林の問題は解消されるため、東部企業団地の形成は進み、日進市への開発の影響は多大なものになると思われる。</p>
委員	<p>地域別ワークショップの申込者が52名、第1回の参加者は午前午後の部で合わせて30名ということだが、それぞれの数字に対してどのように評価しているか。またこの数字の差異はどのように理解すればよいか。</p>
事務局	<p>地域別ワークショップの参加者募集については課内で何度も検討を重ね、9つの小学校区別に各10名程度としたが、比較的多くの人数を募集するものであるという認識から、ホームページへの掲載や市の各種イベントでの周知を積極的に行った。結果として、小学校区によっては定員に達していないものの、人数は一定程度確保ができ、様々な意見がいただける状況になったと思っている。今後も追加募集を行い、より一層多くの方から様々な意見をいただきたいと考えている。なお、先日の第1回のワークショップの状況等がわかるワークショップニュースをホームページ</p>

事務局	<p>に掲載しているため、それを見て申込みされる方が増えると嬉しい。</p> <p>補足になるが、申込者数と参加者数に差異があるのは、当日の天候や参加者の家庭事情等により欠席者が出たためもある。また、ワークショップの募集の仕方がわかりづらいという意見をいただく中で、申込者が全4回開催されるワークショップのうちどれか1つ参加すればいいものと思ひ、申込時点から参加できなかったというケースも考えられる。なお、ワークショップへの参加については、申込者に対し原則4回通しでの参加を呼びかけているが、事務局としては少しでも多くの意見を掘り起こしたいため、それぞれの申込者の都合を踏まえ、1回だけ参加など可能な範囲で参加してもらうことも認めている。それがまた申込者数と参加者数の差異を生み出している可能性がある。</p>
委員	<p>第1回のワークショップで出た主な意見はどのようなものであったか。</p>
事務局	<p>資料3の4のワークショップニュース裏面に小学校区ごとの主な意見をまとめている。また、この資料に加え、ワークショップ当日参加者の方が日進市の魅力や問題点についてまとめた資料をホームページに掲載しているため、ご覧いただきたい。</p>
委員	<p>資料3の4のワークショップニュースは申込者全員に送付しているか。また、ワークショップ当日に出た参加者からの意見についてはどのような形で反映されるか。</p>
事務局	<p>今月24日に行う第2回のワークショップの開催通知と共に、本日申込者全員へ送付した。参加者の意見については、次回のワークショップで今後の日進の魅力や良いところ等を考える大事な参考資料になる。また、こうした意見は日頃窓口や電話等で聞く意見等を合わせて、最終的に精査、分類分けし、大きな方針としての都市マスタープランに反映させる。なお、当該プランの方針に当てはまらない意見については関係課に情報共有し、施策の改善等のために参考とする。</p>
委員	<p>資料3の4のワークショップニュースをホームページに掲載してほしい。</p>
事務局	<p>既に掲載済である。</p>
委員	<p>資料3の1に係る説明において、都市マスタープランを市としてどの範疇で扱うのかについて意思表示されたという理解でよいか。</p>
事務局	<p>前回の都市計画審議会にて雇用、産業等の幅広い分野にまたがる議論があった中で、都市マスタープランに盛り込める内容は何かについての理解を深めていただき、限りある時間で議論を有意義に進めるためにと考えて説明した。</p>
委員	<p>議論を集約化させるために、都市マスタープランの範疇について明確化するものの、都市マスタープランに関連して書き込めるものは書くということか。その点がすごく難しいように思う。</p>
事務局	<p>どこまで記載するかは現行の都市マスタープランが基本になるが、そこに、時代の潮流や総合計画との兼ね合い、他市町の近況等を踏まえて今後検討していく。</p>
委員	<p>時代背景が変わり、都市計画の範疇でやれることも限られている中で、それを少しはみ出た内容が記載されないと都市としての問題を解決するのが難しくなってくる。例えば、空家問題も都市計画として解決できることもあれば、住宅施策や地域</p>

事務局	<p>協働等で解決できることもある。そのあたりを次期都市マスタープランに盛り込んでもらった方がいい。資料3の1の説明では、法定都市計画の範囲でしか都市マスタープランに記載しないということかと気になった。</p> <p>今回SDGsに関する資料の提示があったが、個人的な印象としては、日進市は少し遅れているように思えた。2030年の目標（未来像）とある図において赤枠で囲ってあるのは、都市マスタープランはここだけに関わりがあるという意図か。</p> <p>基本方針としての範囲は、ここに該当するものとして赤枠で囲っている。</p>
委員	<p>その理解は間違っている。資料3の2の3ページに、市の様々な計画が串刺しになっている図があるが、この考え方が重要であって、教育、産業、福祉等、様々なところに影響を与えるものであることの意識を持つということではないのか。</p>
事務局	<p>それはご指摘のとおりである。赤枠で囲ったのは、あくまで都市施設等の都市基盤整備の観点からであるが、例えば都市基盤整備の中には学校が含まれ、人口が多くなれば多くなるほど学校用地が足りなくなる、というような別分野で問題が生じ、その検討をしなくてはいけないことは理解している。</p>
委員	<p>都市基盤整備が進んだ結果で、教育水準が上がる、産業が発展して街がよくされる。また環境問題についても、コンパクトなまちにすれば当然二酸化炭素が減って地球環境の保全に貢献できる。あるいは安心して出かけられるような交通渋滞もなく、あるいは安心して歩ける歩道があれば子育てがよくなる、公園ができる。要するに、アウトカムとしてゴールに繋がっているという意識を持つ必要があるのではないか。したがって、この赤枠はいらないと思う。</p>
事務局	<p>貴重な意見として参考にさせていただく。</p>
委員	<p>他市では交通の問題が挙がっており、日進市ではくるりんばすにあたるが、それを都市計画部局で担っているところが結構ある。現在は生活安全課が所管であるが、他市のように交通施策にかかる部分を都市計画部局が担うことを検討してはいかがか。</p>
事務局	<p>都市計画課としては、生活安全課が所管する地域交通網形成計画と都市マスタープランは連携しないといけないという認識であるが、委員からの質問は機構改革の話になるため、その点についてはお答えできかねる。</p>
委員	<p>SDGsの話になるが、まず私も先に発言された委員同様に、資料3の2記載の2030年の目標（未来像）の図に赤枠はいらないと思う。</p> <p>次に、図の「17 パートナリシップで目標を達成しよう」について、枠帯の中に位置づけられているものを初めて見た。逆にこのイメージだと問題があるのではないかとさえ思う。</p> <p>続いて、同資料タイトル下の黒縁3点目の文章について、何度読んでも意味が理解できない。これで無理やりESDにSDGsで引っ掛けて持ってきているのはわけがわからない。SDGsはあくまでツールであって、これを必ずしも使わなくてもいいものであることを理解しないといけない。また、2010年に定められたISO26000を踏み台に2015年9月にSDGsが作られたという経緯を踏まえて、担当部局にはもう少し勉強していただきたいと思う。もし外部に資料作成を依頼していたとしたら、かなり悪意がある。レベルが低すぎる。逆に庁内で作ったのであれば、誰が決めてどうやって出したのかというのが気になる。また、もしこれが議決事項になっているのであれば、議員の方には疑義を唱えてほしい。</p>

事務局	<p>工業ゾーン自体は、だいたいどのくらいの面積あるのか。</p> <p>現行の都市マスタープラン55ページの将来都市構造図において、調整区域内の工業ゾーン指定箇所は、日進インター周辺、機織池周辺、日進中部地区、日進東部地区であるが、これらの合計面積は明確に示していない。書き方としてはこの中で20ヘクタールの増加を目指すものとなっているが、機織池周辺は既に整備が終わっている。</p>
委員	<p>先ほどから20ヘクタールや50ヘクタールという数字遊びがされているが、どのくらいの面積をイメージしているのか。例えば20ヘクタールはどのくらいの面積だと思っているか。</p>
事務局	<p>例えば今年3月に市街化編入した日進北部地区が約30ヘクタールであり、近い面積のイメージとして考えられるのではないかと思う。</p>
委員	<p>よく東京ドーム何個分という表現があるが、1個で約4.7ヘクタールであるため、日進北部地区だと約6個分になる。東京ドーム以外に身近なものとして東山動植物園が約60ヘクタールである。20ヘクタールでも十分広いと思うが、50ヘクタールとなると、東山動植物園の膨大な植林地が全て禿山になるイメージになる。事務局は都市計画部局であるため産業立地の話は詳しくないだろうとは思いますが、この地域のものづくりに携わる企業に自分の市町へ進出してもらおうと自治体職員が呼びかけても現在の経済・雇用環境等からなかなか集まらない状況にある。20ヘクタールなのか50ヘクタールなのか数字がはっきりしないとは言え、その面積に企業を全て貼り付け、尚且つそこで経済活動をしっかりやってもらおうというのは途方もない話に思える。</p> <p>都市マスタープランは総合計画の下にぶら下がっており、総合計画が決まらないことには進められない部分もあるとのことだが、年が明けて次回の都市計画審議会辺りで状況が変わっていないようであれば、我々委員としては何もできないのではないかと心配になる。先の委員の発言から5月に50ヘクタールという数字が出ているという話を聞いて驚いたが、5月から半年経っている今の時点で、事務局がそのことを知らないと言ってしまうのはどうなのか。大変なことにならないか。産業部局が勝手にやっているということなのか。委員としてどう受けとめてこの議論を進めればいいのか一回整理して説明してほしい。</p>
事務局	<p>事務局側で50ヘクタールというものが一体何なのか承知していない時点で申し上げづらいが、都市マスタープランに限らず、他課に関係する重大な事案については必ず庁内で情報共有していくはずであることから、計画の策定にあたっては必ず庁内で調整して整合性を合わせた形で進めていくものと考えている。</p>
委員	<p>本日、部長の方は見えていないのか。課長以下は知らないものの、部長級職員であれば把握しているということはないか。</p>
事務局	<p>確認できていないため、回答できない。</p>
委員	<p>先に申し上げたとおり、工業ゾーンが20ヘクタールか50ヘクタールかという数字遊びになっている状態が否めない。早急に確認するべきと考える。また、確認でき次第、我々委員に対して伝えてもらってもいいのではないか。</p>
事務局	<p>あくまで担当課としては現行の都市マスタープランに基づいて計画検討をしている。先ほど工業ゾーンが20ヘクタールという話が出たが、それも現行の都市マス</p>

	<p>タープランに準拠しないといけない。</p> <p>東部企業団地の予定地にかかる保安林の問題は、開発が規制される項目の1つであって、市の指針に基づいたものと合致しているのか等、様々な要件をクリアしないといけない。どうして50ヘクタールという数字が出てきたのか、ここの検討の一環ではないかと思われるが、委員が持っている議事録をこちらは見ておらず、どういう意図かさえも分析できていない。早急に庁内で確認するが、最終的には工業予定地にかかる数字の整合は取れるものと考えている。</p>
委員	<p>産業フレームについてだが、愛知県の都市計画区域マスタープランで記載されていて、フレームの設定にあたっては総面積等を決めてはいるものの、個々の市町にはっきりとした根拠がないものと考えてよいか。そうであれば、日進市がどれだけ産業フレームを持つのかについてはあまり考えられていないのではないか。</p> <p>先の議論で工業用地が20ヘクタールから50ヘクタールになったというような話が出たが、そこは都市マスタープランでの議論には入れず、個々の都市計画において都市計画審議会ですべてに検討してもらった方がいいと考える。</p> <p>なお、どこかに産業の開発予定地があると決まっていることであれば、その地に基盤があるのか、周辺の影響はどうか、自然環境としてはどうか等を踏まえて都市マスタープランに記載してもらえばいいと考える。</p>
オブザーバー	<p>愛知県が市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分を決定している上で、農林漁業との調和を図りつつ、人口規模が将来どうなるか示し、その中でフレームの上限を決めて、必要なところを拡大していく。産業にも様々な分野がある中で、どうやって産業フレームの面積を設定していくのかについては様々なやり方があるが、愛知県では出荷額等から予測して、需要のある箇所に貼り付けることになる。先の議論で工業フレームの20ヘクタールや50ヘクタールという数字設定についてあったが、愛知県では、どの市町のどのエリアにフレームを位置づけるかまでは決めていない。あくまで尾張広域都市計画圏のフレームの上限の範囲内で、各市の都市マスタープランに基づく施策やその他政策の中で検討してもらい、ある程度の具体性を持たせた上で産業フレームを設定してもらえたらと思っている。</p>
委員	<p>要するに、どこにどれだけの産業フレームを貼り付けるかまで都市マスタープランには書かないという理解でよいか。</p>
オブザーバー	<p>あらかじめ分かっている産業予定地は市民に示す必要があるため記載することになるが、それ以外で個別具体的なことが決まっていなければ考え方を記載することになる。</p>
会長	<p>本日の議論は出尽くしたため、本日の内容を踏まえた上で次回審議会まで事務局にて事務をとり進めてよろしいか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしとのことであったため、事務局においては次回に向けて事務を進めるようお願いする。次の議題に移る。</p>
事務局	<p>第2部の議題2「日進市緑の基本計画の改定」について説明する。</p> <p>緑の基本計画は、都市緑地法の第4条第4項に規定される「主として都市計画区域内において講じられる緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で緑地の保全と緑化の推進について基本的に記載されている計画である。平成29年3月31</p>

日現在の情報にはなるが、愛知県内の都市計画区域を有する51市町村のうち48市町村が策定されていることが国土交通省のホームページで確認できる。また、それに関連して全国の策定状況ということで別に参考資料を用意した。またご確認いただければと思う。

最近の緑の基本計画改定状況についても示す。豊田市、北名古屋市、安城市、碧南市等については改定作業を終えている。

計画の位置づけについて、緑の政策大綱等の様々な施策がある中で、資料1ページ目の左側、右図の緑色で塗られている箇所が緑の基本計画に係る部分である。その中で緑の基本計画の指針になるものが平成31年3月に改定のあった愛知県の定めた広域緑地計画になる。この計画の3ページ目に、この計画が県内の市町村ごとに策定される緑の基本計画の指針となることを目的としていることが記載されているため、基本的にはこれを指針としながら緑の基本計画は作っていかなくてはならない。また、緑の基本計画は都市緑地法運用指針において、都市計画法との関係が記載されており、こちらとも適合するようにしなくてはならない。先ほど都市マスタープランでも説明したとおり、総合計画にも適合したものにしなくてはならない。

次に、緑の基本計画で定めるべき事項についてであるが、平成29年度に都市緑地法の改正があり、記載事項がいくつか変わった。法改正に伴い、おおむね定める事項は資料のとおりであり、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項や地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が加わった。したがって、今の緑の基本計画とは定める事項が若干異なる点が出てくる。

次に、これまでの改定検討の主な内容についてであるが、基本データの収集整理、現行計画の達成度検証からの課題、アンケート調査を実施し、それらの概要については前回までの審議会に示した。

次に、今後の改定検討の主な内容についてであるが、計画の方向性、緑の定義検討、目標・施策検討等を行っていく予定である。前回の審議会で説明したが、緑地と緑の関係性について、緑がなくても学校等のグラウンドが緑地に該当すること等に対する整理をしていく必要があると考えている。また、子どもが遊べ、憩いの場になりうる緑地については、公園的な扱いをすべきか検討していくことも必要と考えている。その上で目標や施策検討を行っていく予定である。

2ページ目をご覧ください。計画の方向性ということで、前回までに説明した基本データ、アンケート結果、現行計画の達成度検証から現況と課題等をまとめた。なお、ここで示した現況と課題等は全てではなく、主なものをまとめたものである。

先に説明したが、愛知県広域緑地計画は、緑の基本計画の指針となる計画である。4ページ目の右側をご覧ください。これは愛知県のホームページにある愛知県広域緑地計画の概要版の抜粋になるが、この計画では、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」と3つの緑に分類分けして、基本方針を定めている。そして、全体的な理念を「豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～」としている。

再び2ページに戻ってください。現状と課題等から、広域緑地計画の対応をまとめてみた。ここでは、課題等から全て、3つの緑の分類にあてはめているが、緑の基本計画には、広域緑地計画に示されていない日進市独自の内容を盛り込むことも可能である。

これらを踏まえ、現在、基本方針等に絡むキーワードを検討している。

再び4ページに戻り、左側をご覧ください。現行の緑の基本計画では、施策の体系の考え方として日進市の緑を、「良好な緑」、「傷んだ緑」、「足りない緑」、「身近な緑」、「点在する緑」、「支える緑」とし、それぞれ「緑を受け継ぐ」、「緑を修復する」、「緑を増やす」、「身近な緑を皆でつくる」、「緑をつなぐ」、「緑を支える」に分類分けし、それらをキーワードとして施策を展開してきた。

	<p>そこで、皆様には次期緑の基本計画の基本方針等を検討するためのキーワードに関して意見をいただきたい。もちろん現行計画のキーワードを継続していくことも考えられる。現計画は10年で終了するものであるが、緑は決して10年で終わるものではない。何年もかけて今の緑を形成してきたものである。また、都市の緑は区画整理等で人工的に作ってきたものもあり、これらについても継承していかなくてはならない。そうした状況を踏まえ、キーワードの検討を進めていきたい。</p> <p>再び2ページに戻ってください。右側にキーワード案をいくつか挙げた。他の市町では、そだてる、つなげる、まもる、いかす、公園や広場などの拠点となる緑、農地の多面的な機能活用、みんなで考える、みんなで行動する、ふれあい、まちづくり等をキーワードとしている。これらのキーワード案や委員の皆様からいただく意見を基にキーワード検討を進めていきたい。また、ワークショップ等を通じて市民の皆様からも意見をいただき参考にしていきたい。</p> <p>なお、緑の基本計画のワークショップについては、先に説明した都市マスタープランの地域別ワークショップと一緒にっており、第3回のワークショップで大きく取り上げる予定である。</p> <p>以上で、説明を終える。</p>
会長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	日進市には、ホテルの里や天白川等の「水」について誇れるものがあるため、是非それを次期緑の基本計画のキーワードとして検討してほしいと思うが、いかがか。
事務局	既に現行計画で「水」についての記載はあり、また都市緑地法において緑地に水辺地が含まれている。「緑」だけでなく「水」についても重要と考えているため、キーワード検討に今の意見も含め進めていく。
委員	4ページ左下に、「水と緑が織り成すふるさと日進」とあるが、それを具現化したものの想像ができない。天白川の源流は日進市にあるというような具現化できる箇所の記載を検討してほしい。
事務局	意見として伺う。
委員	土地区画整理事業における緑地面積の確保の仕方が変わってきており、次に計画している日進駅西土地区画整理事業で減歩する面積を減らすために、画地に芝生を植えたり植木をしたりということが進められているようだが、これからの土地区画整理事業の緑地確保と緑の基本計画の進め方の方針が合うように情報共有はされているのか。
事務局	緑地面積の確保の仕方が変わるという話は聞いており、情報共有はできている。なお、日進市で土地区画整理事業を行う場合は組合方式となり、地権者が求めるまちづくりに向けて提案があれば応じる形をとっているが、個人で規制された緑を所有するやり方も緑地保全の形としては1つの手段である。
委員	現行の緑の基本計画に東部丘陵は重点箇所として位置づけられているが、10年、20年と経ち、状況も変わる中で今後の保全についてどう考えているか。
事務局	日進市にとって変わらず東部丘陵は重要箇所であり、また愛知県の広域緑地計画においても広域的な緑地の配置図で県土の骨格を形成する緑地のうちの里山に東部丘陵が位置づけられていることから、引き続き保全の方向で検討していく。

会長	<p>議論は出尽くしたようであるため、本日の内容を踏まえた上で次回審議会まで事務局にて事務をとり進めていくことでよろしいか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしとのことであるため、事務局においては次回に向けて事務を進めるようお願いする。これにて本日の議題は全て終了した。オブザーバーより講評があればお願いしたい。</p>
事務局	<p>特になしとのことであるが、事務局より他に連絡事項があればお願いする。 追加で資料を2点配布する。 資料の1点目だが、今週11日に東部丘陵を守る連絡会の方々から都市計画審議会委員に配布してほしいということで東部丘陵の保全についての要望書を頂いた。 都市マスタープラン及び緑の基本計画の改定については、この都市計画審議会をはじめ地域別ワークショップ、アンケートなど、様々な機会に、幅広い市民の皆様からの意見・提言をいただきながら策定を進めているため、要望書の内容についても意見として参考とし、作業を進める。 次に、資料の2点目であるが、今月17日に市役所周辺でにしん市民まつりが開催され、昨年に続き、都市計画課からブースを出展する。資料は、広報11月号のコピーと当日使用する材料になるが、出展内容として1つ目がペーパークラフトの配布ということで、来場者先着100名に配布する。配布と合わせて、地域別ワークショップの参加者追加募集についても案内予定である。 また、2つ目として、緑の基本計画の挿絵募集ということで、計画書の表紙や裏表紙、中の挿絵などに来場者の方に書いていただいた絵の掲載を行いたいと考えている。いずれも都市マスタープラン、緑の基本計画を広く知っていただきたいという取り組みである。 次回の都市計画審議会については、赤池箕ノ手土地区画整理事業地内の近隣公園・街区公園の追加をはじめとする都市計画公園の変更、ならびに都市マスタープラン、緑の基本計画を議題として1月から2月に開催したいと考えている。 開催日時については、あらかじめ配布している日程調整表を元に調整のうえ、改めて案内する。</p>
会長	<p>その他、よろしいか。以上をもって、本日の会議を終了する。</p> <p style="text-align: right;"><終了></p>